

◎特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案に対する修正案対照表

○特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案（抄）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「特定国立研究開発法人」とは、国立研究開発法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号。以下「通則法」という。）第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。）のうち、当該国立研究開発法人に係る研究開発等の実績及び体制を総合的に勘案して世界最高水準の研究開発の成果の創出が相当程度見込まれるものとして別表に掲げるものをいう。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表（第二条関係）</p> <p>一 国立研究開発法人物質・材料研究機構</p> <p>〔削る〕</p> <p>二 国立研究開発法人産業技術総合研究所</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「特定国立研究開発法人」とは、国立研究開発法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号。以下「通則法」という。）第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。）のうち、当該国立研究開発法人に係る研究開発等の実績及び体制を総合的に勘案して世界最高水準の研究開発の成果の創出が相当程度見込まれるものとして別表に掲げるものをいう。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表（第二条関係）</p> <p>一 国立研究開発法人物質・材料研究機構</p> <p>二 国立研究開発法人理化学研究所</p> <p>三 国立研究開発法人産業技術総合研究所</p>